

山梨県社会人バスケットボール連盟

規 約

目 次

第1章 総則	(1条 - 3条)
第2章 構成員	(4条 - 11条)
第3章 代議員および代議員会	(12条 - 22条)
第4章 役員	(23条 - 30条)
第5章 理事会、常任理事会および常務会	(31条 - 39条)
第6章 基金	(40条 - 41条)
第7章 財産及び会計	(42条 - 47条)
第8章 規約の変更及び解散等	(48条 - 50条)
第9章 事務局	(51条 - 53条)
第10章 専門委員会	(54条 - 59条)
第11章 顧問および参与	(60条 - 61条)
第12章 補則	(62条 - 63条)

第1章 総則

(名称)

第1条 当連盟は、山梨県社会人バスケットボール連盟と称し、英文では Yamanashi Society Basketball Federation (略称YSBF) と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当連盟は、主たる事務所を会長の定めるところに置く。

(目的)

第3条 当連盟は、山梨県バスケットボール界の社会人を代表する唯一の団体として、一般社団法人山梨県バスケットボール協会(以下「YBA」という)に加盟し、山梨県における社会人バスケットボール競技界を統括し、山梨県内の社会人バスケットボール競技の普及、振興と競技力の向上を図るとともに、バスケットボールを通して、県民の心身の健全な育成を図り、生涯にわたるスポーツ活動の発展と振興に貢献することを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

- (1) バスケットボール大会、競技会、リーグ戦の企画、運営、開催事業
- (2) バスケットボール教室、イベントの企画、運営、開催事業
- (3) バスケットボール指導者及び審判員の育成事業
- (4) バスケットボールに関する情報提供サービス事業
- (5) バスケットボール競技の普及、振興を図るための事業
- (6) バスケットボールの競技力向上のための事業
- (7) バスケットボール興業の企画・運営・開催事業
- (8) バスケットボール興業に関するチケット販売事業
- (9) バスケットボールに関する知的財産権の管理事業
- (10) 前各号に掲げる事業に付随又は関連する事業

第2章 構成員

(種別)

第4条 当連盟の構成員は、YBAに加盟している社会人カテゴリーのチームとする。

- 2 同構成員は、YBAに加盟し、全日本大学バスケットボール連盟に所属する、学生カテゴリーのチームを加えることができるものとする。

(チームの加盟・競技者登録)

第5条 YBAおよび当連盟の実施する事業に参加しようとするチームおよび競技者は、YBAおよび当連盟にチーム加盟および競技者登録をしなければならない。

- 2 構成員は、JBAの定款、基本規程及びこれに付随する諸規程、国際バスケットボール連盟(以下、「FIBA」という)及びFIBA ASIAの諸規定、スポーツ仲裁機構(以下、「CAS」という)及び一般社団法人日本スポーツ仲裁機構(以下、「JSAA」という)の仲裁関連規則のほか、JBA、FIBA、FIBA ASIA、CAS及びJSAAの指示、指令、命令、決定並びに裁定等を遵守する義務を負う。
- 3 同構成員は、チームの代表者または責任者の中から1名を選出し、「代議員」として当連盟に届け出るものとする。

(経費の負担)

第6条 当構成員は、当連盟の事業活動に生じる経費に充てるため、必要な費用として、代議員会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 既納の必要な費用は原則としてこれを返還しない。

(構成員の資格喪失)

第7条 構成員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 解散したとき。
- (3) 第6条に規定する経費を納入せず、その督促が3回に達したとき。

(4) 除名されたとき

(退会)

第8条 構成員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当連盟に対して書面にて予告するものとする。

(除名)

第9条 構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、代議員会において総代議員の半数以上が出席し、総代議員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、これを除名することができる。この場合、その構成員に対し、代議員会の1週間前までに除名の理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当連盟の規約又は規則に違反したとき。
 - (2) 当連盟の名誉を毀損し、又は当連盟の目的に反する行為をし、構成員としての義務に違反したとき。
 - (3) 当連盟が所有し又は管理する知的財産権を故意に侵害したとき。
- 2 前項第2号に規定する構成員は、第4条に規定する社会人カテゴリーのチーム、もしくは学生カテゴリーのチームとする。

(構成員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 構成員が第7条の規定によりその資格を喪失したときは、当連盟に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(構成員名簿)

第11条 当連盟は、構成員の名称、代表者氏名及び住所等を記載した構成員名簿を作成する。

第3章 代議員および代議員会

(代議員)

第12条 代議員は、当連盟の構成員であるチームを代表し、代議員会において議決権を行使する。

- 2 代議員は、代議員会を組織し、本規約に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し必要と思われる事項について助言する。

(任期)

第13条 代議員の任期は、届け出された1年以内に終了する事業年度における定時代議員会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任する場合は、退任する1ヶ月前までに当連盟に書面にて予告し、同一構成員から後任の代議員を選出する。

(代議員会)

第14条 当連盟の代議員会は、定時代議員会及び臨時代議員会の2種とする。

(構成)

第15条 代議員会は、すべての代議員をもって構成する。

- 2 代議員会における議決権は、代議員1名につき1個とする。
- 3 代議員会における議長は1名とし、会長または会長があらかじめ指名した副会長が任にあたる。

(権限)

第16条 代議員会は、この規約に規定するもののほか、当連盟の運営に関する重要な事項を決議する。

- 2 前項にかかわらず、個々の代議員会においては、当該代議員会について第17条第2項第2号所定の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することはできない。

(開催)

- 第17条 定時代議員会は、毎年度4回程度開催し、そのうち1回は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 2 臨時代議員会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員から会議の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により開催の請求があったとき。

(招集)

- 第18条 代議員会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第2号の場合には、請求の日から6週間以内に臨時代議員会を招集しなければならない。
- 3 代議員会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開催の日の10日前(書面投票又は電磁投票を認める場合は20日前)までに書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

(決議)

- 第19条 代議員会の決議は、この規約に規定するものを除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって決する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総代議員の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。
- (1) 加盟チームおよび競技者の除名
- (2) 理事および監事の選任および解任
- (3) 規約の変更
- (4) 解散及び継続
- (5) 合併契約の承認

(議決権の代理・書面による行使等)

- 第20条 やむを得ない事由のために代議員会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって、議決権の行使を委任することができる。
- 2 役員又は代議員が、代議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき代議員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の代議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第21条 役員が代議員に対し、代議員会に報告すべき事項について通知した場合において、その事項を代議員会に報告することを要しないことについて、代議員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした場合は、その事項の代議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第22条 代議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 代議員会の日時及び場所
- (2) 代議員の現在数
- (3) 会議に出席した代議員の数(書面表決者及び電磁的方法表決者、表決委任者を含む)
- (4) 審議事項及び決議事項
- (5) 議事の経過の要領及びその結果並びに発言者の発言の要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した監事並びに代議員のうちからその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名又は電子署名もしくは記名押印をしなければならない。

第4章 役員

(役員の設定等)

- 第23条 当連盟に次の役員を置く。
- (1) 理事 9名以上40名以内とする。
 - (2) 監事 2名以上3名以内とする。
- 2 理事のうちから、次の役職を置く。
- (1) 会長 1名。
 - (2) 副会長 3名以上5名以内とする。
 - (3) 理事長 1名。
 - (4) 副理事長 2名以上5名以内とする。
 - (5) 常任理事 3名以上30名以内とする。
- 3 前項の会長をもって代表とし、1名の副会長をもって代表代行とする。会長、副会長、理事長および副理事長をもって業務執行理事とする。ただし、必要に応じ、他の専門理事を加えることもできる。

(選任等)

- 第24条 理事及び監事は、理事会において推薦し、代議員会において、総代議員の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事は、理事会の決議により、理事の中から定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事及び監事の推薦は、別に定める役員候補者選考委員会があたり、役員案を作成する。
- 5 会長および副会長を除く役員は、就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。なお、会長および副会長を除く役員が任期の途中において70歳の満年齢を迎えた場合は、その役員は任期が満了するまで役員として在任することとする。

(理事の職務権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、本規約の定めるところにより、当連盟の業務を分担し、職務を執行する。
- 2 常任理事は、常任理事会を構成し、当連盟の専門委員会の運営にあたり、職務を執行する。
- 3 会長は、当連盟を代表し、その業務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 理事長は、当連盟の業務を執行する。
- 6 副理事長は、理事長を補佐し、当連盟の業務を分担し、円滑な執行に務める。

(監事の職務権限)

- 第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。
 - (2) 当連盟の業務及び財産の状況を調査すること。
 - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
 - (4) 理事が不正行為を行い、もしくは当該行為を行うおそれがあると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
 - (5) 前号の場合において必要であると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。その場合、請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(任期)

- 第27条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された理事および監事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事または監事は、第23条に定める定数を欠くに至るときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 理事または監事が次のいずれかに該当するときは、代議員会の議決により解任することができる。ただし、この場合、代議員会で議決する前に、必要に応じ、その役員に弁明の機会を与えるものとする。

- (1) 職務上の義務に違反、または職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(報酬等)

第29条 代議員、理事及び監事は無報酬とする。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当連盟の事業の部類に属する取引。
 - (2) 自己又は第三者のためにする当連盟との取引。
 - (3) 当連盟がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当連盟とその理事との利益が相反する取引。
- 2 前項各号の取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会、常任理事会および常務会

(構成)

第31条 当連盟に理事会を置き、全ての理事をもって構成する。

2 当連盟に常任理事会を置き、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事および事務局長をもって構成する。

3 当連盟に常務会を置き、会長、副会長、理事長、副理事長および事務局長をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、本規約に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 代議員会の日時、場所、及び代議員会の目的事項の決定
- (2) 規則の制定、廃止及び変更に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、当連盟の業務執行の決定
- (4) 代議員会への理事および監事の推薦
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 会長、副会長、理事長、副理事長の選定及び解職
- (7) 顧問および参与の選任と解任
- (8) 専門委員長および専門委員の選任と解任

2 常任理事会は、次の職務を行う。

- (1) 代議員会の日時、場所、及び代議員会の目的事項案の決定
- (2) 当連盟の業務執行方針の決定
- (3) 理事会への理事および監事の推薦案の作成
- (4) 理事の職務執行の指導
- (5) 専門委員長の推薦
- (6) 顧問および参与の推薦

3 常務会は、次の職務を行う。

- (1) 代議員会の日時、場所、及び代議員会の目的事項案の作成
- (2) 当連盟の業務執行方針案の作成
- (3) 常任理事会への理事および監事の推薦案の作成
- (4) 常任理事の職務執行の指導
- (5) 専門委員長の推薦案の作成
- (6) 顧問および参与の推薦案の作成

(種類及び開催)

- 第33条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度、概ね4回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から、理事会の目的たる事項を記載した書面または電磁的方法により会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
 - 4 常任理事会は、前2項の規定と同様に開催する。
 - 5 常務会は、必要に応じて開催する。

(招集)

- 第34条 理事会は、会長が書面または電磁的方法で招集する。会長に事故あるときまたは欠けたときは、あらかじめ代行を指名された副会長が書面または電磁的方法で招集する。
- 2 会長に事故あるときまたは欠けたときにおいて、あらかじめ代行を指名された副会長が同様な事態となったときは、理事長が書面または電磁的方法で招集する。
 - 3 会長以外の理事は、理事会の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により会長に招集を請求することができる。
 - 4 理事会を招集するときは、理事会の開催の日の2週間前までに、各理事及び監事に対して、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面又は電磁的方法において、その通知をしなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。
 - 6 常任理事会および常務会は、前5項の規定と同様に招集する。

(議長)

- 第35条 理事会の議長は、会長またはあらかじめ指名した副会長がこの任にあたる。
- 2 常任理事会および常務会の議長は、前項の規定と同様とする。

(決議)

- 第36条 理事会における議決権は、理事1名につき1個とし、出席した理事のみが議決権を行使する。
- 2 理事会の決議は、この規約に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって決する。
 - 3 常任理事会における議決権は、常任理事1名につき1個とし、出席した常任理事のみが議決権を行使する。常任理事会の決議は、出席常任理事の過半数をもって決する。
 - 4 常務会における議決権は、業務執行理事1名につき1個とし、出席した業務執行理事のみが議決権を行使する。常務会の決議は、出席業務執行理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

- 第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

- 第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

- 第39条 理事会の議事については、議事録を作成する。
- (1) 理事会の日時及び場所
 - (2) 会議に出席した理事の数
 - (3) 審議事項及び決議事項
 - (4) 議事の経過の要領及びその結果並びに発言者の発言の要旨
- 2 議事録には、議長及び理事長が署名又は電子署名もしくは記名押印する。

- 3 常任理事会および常務会の議事録は、前2項の規定と同様とする。

第6章 基金

(基金の拠出)

- 第40条 当連盟は、基金の拠出を構成員又はその他の第三者に求めることができる。
- 2 当連盟は、当連盟と類似の事業を目的とする他の連盟からの寄付について、基金として受け入れることができる。

(基金の活用)

- 第41条 基金は、当連盟の基盤整備事業や記念的事業等に活用できるものとし、基金拠出者に返還しない。
- 2 基金の活用にあたっては、理事会の決議を要するものとする。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

- 第42条 当連盟の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 財産目録に記載された財産
 - (2) 会費
 - (3) 寄附金品
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) その他の収入

(事業年度)

- 第43条 当連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第44条 当連盟の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入を得、又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第45条 当連盟の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時代議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第4号までの書類については承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 収支決算書
 - (4) 収支決算の附属明細書

(剰余金の処分制限)

- 第46条 当連盟は、構成員その他の者に対し剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

- 第47条 当連盟が解散等により清算するときに残存する財産は、代議員会の決議を経て、当連盟と類似の事業を目的とする他の連盟または公益法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 規約の変更及び解散等

(規約の変更)

第48条 この規約は、代議員会において、総代議員の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議を得なければ変更することができない。

(合併等)

第49条 当連盟は、代議員会において、総代議員の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の連盟または一般法人法上の法人と合併し、又は事業の全部を譲渡することができる。

(解散)

第50条 当連盟は、代議員会において、総代議員の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

第9章 事務局

(設置)

第51条 当連盟の事務を処理するために、事務局を置く。

(組織および委員)

第52条 事務局は、事務局長、事務局次長および若干名の事務局員をもって構成する。

- 2 事務局長、事務局次長および事務局員は、当連盟の事業に関し、知識、経験および熱意を有する者のうちから、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 事務局長および事務局次長は、常任理事を務めるものとする。
- 4 事務局長は、事務局を運営し、業務を遂行する。
- 5 事務局長は、事務局員を理事会に推薦する。
- 6 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第53条 事務局長、事務局次長および事務局員の任期は、選任後2年以内に終了する。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された事務局員の任期は、前任者または現任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 事務局長、事務局次長および事務局員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う。

第10章 専門委員会

(専門委員会)

第54条 当連盟の事業執行上必要があるときは、理事会の議決を経て専門委員会を置くことができる。

- 2 当連盟の事業執行上必要が認められるときは、理事会の議決を経て特別委員会を置くことができる。

(組織および委員)

第55条 各専門委員会は、それぞれ1名の委員長、若干名の副委員長および若干名の委員をもって構成する。

- 2 各専門委員会の委員長、副委員長および委員は、第4条に規定する構成員、または本連盟の事業に関し、知識、経験および熱意を有する者のうちから、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 各専門委員会の委員長は常任理事、副委員長は理事を務めるものとする。ただし、専門委員長から推薦があり、理事会の議決を得た副委員長は、常任理事を務めることができる。
- 4 各専門委員会の委員は、理事を務めることができる。

- 5 委員長は、委員会を運営し、業務を遂行する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。
- 7 特別委員会においては、前6項と同様とし、その期間等は理事会において定める。

(招集および議長)

- 第56条 各専門委員会は、それぞれ委員長が招集し、その議長となる。
- 2 特別委員会においても、前項と同様とする。

(委員長の権限)

- 第57条 各専門委員会の委員長は、次の各号の権限を有する。
- (1) 委員を、理事会に推薦すること
 - (2) 副委員長を常任理事として、理事会に推薦すること
 - (3) 理事会および常任理事会に出席し、その所管事項に関する報告または意見を述べること
 - (4) 緊急を要するため、専門委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること
- 2 各専門委員会の委員長は、前項第4号の決定を行った場合には、次の委員会においてこれを報告しなければならない。

(任期)

- 第58条 各専門委員会の委員長、副委員長および委員の任期は、選任後2年以内に終了する。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠または増員により選任された委員等の任期は、前任者または現任者の任期の満了するときまでとする。
 - 3 各専門委員会の委員長、副委員長および委員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う。

(委員会への出席)

- 第59条 理事長、副理事長、監事、事務局長は、必要に応じて、全ての委員会に出席することができる。

第11章 顧問および参与

(設置)

- 第60条 当連盟に顧問および参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、重要事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
 - 4 参与は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じ意見を述べることができる。
 - 5 顧問および参与は、当連盟の運営に協力することができる。

(任期)

- 第61条 顧問および参与の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第12章 補則

(最初の事業年度)

- 第62条 当連盟の最初の事業年度は、当連盟設立の日から平成30年3月31日までとする。

(規約の改正または変更)

- 第63条 当連盟の規約は、理事会の審議を経て、代議員会の決議により、改廃することができる。
- 2 当連盟規約の実施のために必要な規程、規則、細則および附則は、理事会の決議により、改廃することができる。

附則

- 1 この規約は、平成29年12月1日から施行する。
- 2 当連盟の設立年における第12条第1項の規定は、山梨県クラブバスケットボール連盟および山梨県家庭婦人バスケットボール連盟に所属するチームの代表者または責任者が有するものとする。
- 3 当連盟の設立年における第15条第1項の規定は、山梨県クラブバスケットボール連盟および山梨県家庭婦人バスケットボール連盟に所属するチームの代表者または責任者をもって構成する。
- 4 当連盟の設立年における第31条第1項の規定は、山梨県クラブバスケットボール連盟および山梨県家庭婦人バスケットボール連盟における理事をもって構成する。